

子供の習い事費用助成事業における助成対象拡大について

1 事業拡充の内容

本事業の趣旨である貧困の連鎖を防ぐ目的達成に向けて、自分のやりたいことを見つけていく時期に、体験の機会の拡大を図るため、対象年齢を小学4年生まで拡大しての事業実施を予定しています。

現行	市内在住の生活保護、児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭の医療助成制度対象者のうち、 <u>小学5年生</u> から中学3年生までの子供の保護者とする。
見直し後	市内在住の生活保護、児童扶養手当を受給している者又はひとり親家庭の医療助成制度対象者のうち、 <u>小学4年生</u> から中学3年生までの子供の保護者とする。

2 助成額

子供1人あたり年額12万円（年度の中途において新たに助成対象者となることが決定した場合は、助成対象となった月から年度末までの月数で月割りした金額）

3 今後の予定

令和8年（2026年）3月	議会の承認が得られれば、速やかに市民周知
4月	全助成対象者に申請勧奨通知を発送